１　国民年金係

国民年金制度は、老齢、障害、死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の相互扶助によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的としています。

国民年金係は国民年金第１号被保険者等に関する資格取得・住所変更、保険料の免除申請、第１号被保険者期間のみ方の老齢基礎年金、第１号被保険者期間及び20歳前に初診日のある障害基礎年金、第１号被保険者の死亡による遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金の裁定請求などの受付を行っています。

（１）国民年金の種類と内容

ア　国民年金の加入対象者等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 国民年金の種類 | 加入の対象者 | 保険料 |
| 強制加入 | 第１号被保険者 | 日本国内に住所があり､厚生年金や共済組合に加入していない20歳以上60歳未満の方 | 自分で納める月額　16,520円（令和５年度） |
| 第２号被保険者 | 会社員･公務員など､厚生年金や共済組合に加入している方 | 標準報酬に応じて給料から天引き |
| 第３号被保険者 | 第２号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方 | 夫(妻)の加入する厚生年金や共済組合が制度全体で負担 |
| 任意加入 | 任意加入被保険者 | 日本国内に住んでいて厚生年金や共済組合に加入していない60歳以上65歳未満の方で年金額を満額に近づけたい方や年金の受給資格のない方､65歳に達しても受給資格がない方(70歳までの間で受給資格ができるまで延長可｡昭和40年４月１日以前生まれの方のみ) | 月額　16,520円（令和５年度） |
| 海外に在住している日本人で20歳以上65歳未満の方 |
| 厚生年金や共済組合から老齢(退職)年金を受けている60歳未満の方 |

イ　保険料の納付方法、免除制度

|  |  |
| --- | --- |
| 保険料　　　の納付方法 | ・毎月納付、１・２年前納、半年前納等があります。（前納の場合、保険料の割引があります）・納付方法は納付書払い（金融機関・コンビニ、電子決済など）と口座振替、クレジットカード払いがあります。・納め忘れ等､納付期限から２年経過すると納付ができなくなります。 |
| 付加保険料 | 将来の年金額を増やしたい場合､定額保険料に月額400円を上乗せして納付する制度です｡老齢基礎年金に､年額で200円×納付月数の付加年金が上乗せされて給付されます｡ |
| 保険料の納付が困難なとき | 経済的な理由などで保険料を納めるのが困難な場合に申請する制度です｡ | ･保険料免除制度(全額免除､1/4 納付､半額免除､ 3/4納付)の申請免除、臨時特例措置（令和４年度分まで）と法定免除(生活保護､障害年金受給の場合等) |
| ･納付猶予制度(50歳未満､世帯主の所得を査定の対象にせず) |
| ･学生納付特例制度(学生で所得が128万以下) |

ウ　国民年金第１号被保険者数　（「神奈川県国民年金事業月報」）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|   | 強制加入者 | 任意加入者 | 法定免除者 | 申請免除、学生納付特例者 | 免除者合計 | 免除率（％） |
| 令和３年度 | 28,819 | 601 | 2,894 | 9,456 | 12,350 | 42.9 |
| 令和４年度 | 28,201 | 629 | 2,955 | 8,669 | 11,624 | 41.4 |
| 令和５年度 | 27,901 | 665 | - | - | - | - |

（２）国民年金の給付

ア　給付の種類

|  |  |
| --- | --- |
| 種　類 | 給　付　要　件 |
| 基礎年金 | 老齢基礎年金 | 保険料を納めた期間などが10年以上ある方が､65歳になった時に納付月数に応じて給付されます｡60歳からでも受けられますが､請求年齢･月により一定の減額となります｡ |
| 障害基礎年金 | 1. 第１号被保険者期間中および20歳前に初診日がある病気やけがにより、国民年金

法施行令の定める障害等級１級・２級のいずれかに該当する方。②　第１号被保険者であった障害等級１級・２級のいずれかに該当する60歳以上65歳未満で日本国内に住所のある方。③　障害認定日に障害等級１級・２級のいずれかに該当する方。または、該当しなかった方で65歳に達する日の前日までに該当となった方。※このほか受給申請には年金保険料納付要件があります。 |
| 遺族基礎年金 | 第１号被保険者､老齢基礎年金の受給権者､老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方､または第1号被保険者であった60歳以上65歳未満で日本国内に住所がある方が亡くなられたとき､一緒に生活していた18歳到達年度未満の子のある妻(夫)または18歳到達年度未満の子に支給されます（障害の状態にある子は20歳まで）。 |
| 独自給付 | 寡婦年金 | 第１号被保険者の期間のみで､保険料納付期間と免除期間を合わせて25年以上（29.8.1から10年）ある夫が何の年金も受けずに亡くなったとき､婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳になるまでの間､給付されます｡ |
| 死亡一時金 | 第１号被保険者あるいは任意加入被保険者として３年以上保険料を納めた方が、老齢基礎年金や障害基礎年金などを受けずに亡くなったとき､その遺族に給付されます｡ |

イ　国民年金の受給者数「年金事務所別・市区町村別　受給権者数」（日本年金機構作成）

国民年金は､昭和36年４月１日に発足し､制度の成熟に合わせ昭和61年４月１日大きな法改正をしました。この改正国民年金法を新法､それ以前の法を旧法と呼びます。

（ア）旧法の適用による受給者数

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 老　齢　年　金 | 障害年金 | 母子年金 | 遺児年金 | 寡婦年金 | 合計 |
| 老　齢 | 通算老齢 | ５年年金 |
| 令和３年度 | 243 | 335 | 11 | 23 | 0 | 0 | 0 | 612 |
| 令和４年度 | 197 | 262 | 11 | 20 | 0 | 0 | 0 | 490 |
| 令和５年度 | 162 | 210 | 11 | 17 | 0 | 0 | 0 | 400 |

（イ）新法の適用による受給者数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 老齢基礎年金 | 障害基礎年金 | 遺族基礎年金 | 寡婦年金 |
| 令和３年度 | 68,261 | 4,155 | 401 | 14 |
| 令和４年度 | 68,489 | 4,318 | 398 | 14 |
| 令和５年度 | 68,752 | 4,463 | 433 | 14 |

（ウ）無拠出年金の受給者数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 老齢福祉年金 | 障害基礎年金 |
| 令和３年度 | 0 | 2,293 |
| 令和４年度 | 0 | 2,389 |
| 令和５年度 | 0 | 2,470 |

　　　　※「（イ）新法の適用による受給者数」の内数

２　保険係

国民健康保険は従来は各市町村が個別に運営していましたが、平成30年度から、都道府県と市町村が共同運営する方式に変更となっています。職場の健康保険に加入している方、後期高齢者医療制度に加入している方及び生活保護を受けている方以外は､全ての方が国民健康保険に加入するよう法律で定められています。

**（１） 国民健康保険**

**ア　国民健康保険の加入状況**　　（人口は次年度４月１日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 人口（人） | 被保険者数（人） | 加入率（％） | 世帯数 | 被保険者世帯数 | 加入率（％） |
| 令和３年度 | 283,621 | 46,110 | 16.26 | 123,729 | 31,653 | 25.58 |
| 令和４年度 | 283,155 | 43,725 | 15.44 | 124,863 | 30,483 | 24.41 |
| 令和５年度 | 282,432 | 41,706 | 14.77 | 125,372 | 29,507 | 23.54 |

**イ　国民健康保険　主な項目の給付件数**（単位：件）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 高額療養費 | 出産育児一時金 | 葬祭費 | 療養費 |
| 令和３年度 | 16,731 | 117 | 282 | 　1,674 |
| 令和４年度 | 16,668 | 119 | 330 | 1,418 |
| 令和５年度 | 15,549 | 107 | 263 | 1,754 |

**（２） 介護保険**（人口は次年度４月１日現在）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 人口（人） | ※第１号被保険者数（人） | 人口比（％） |
| 令和３年度 | 283,621 | 72,413 | 25.49 |
| 令和４年度 | 283,155 | 72,937 | 25.72 |
| 令和５年度 | 282,432 | 73,320 | 25.96 |

※第１号被保険者…65歳以上の市民の方

**（３） 後期高齢者医療**（人口は次年度４月１日現在）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 人口（人） | ※被保険者数（人） | 人口比　（％） |
| 令和３年度 | 283,621 | 36,907 | 12.99 |
| 令和４年度 | 283,155 | 38,094 | 13.43 |
| 令和５年度 | 282,432 | 41,565 | 14.72 |

※被保険者…75歳以上の方（生活保護受給者などを除く）と、65～74歳で一定の障害の状態がある

ことにより、神奈川県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

**（４） 医療費助成対象者数**　　　　 （単位：人）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 重度障害者医療費助成 | 4,303 | 4,268 | 4,271 |
| ひとり親家庭等医療費助成 | 2,588 | 2,464 | 2,490 |
| 小児医療費助成 | 26,163 | 25,415 | 35,160 |